

Lesson

5 公的年金（被保険者と保険料）

2 保険料

（1）国民年金の保険料

第 1 号

月額 14,980 円（平成 24 年度）。保険料の納付期限は 2 年ですが、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間は 10 年に延長される。これを経過すると時効により納付できなくなる。経済的理由により納付が難しい場合は、**免除・猶予**の制度を利用する。

_____部分が改正点です。